

防人育（事）第104号
27.12.18
一部改正 防人育（事）第18号
令和6年1月31日

人事教育局長
陸上幕僚長 殿
海上幕僚長
航空幕僚長

事務次官
(公印省略)

予備自衛官等協力事業所表示制度実施要綱について（通達）

標記について、別紙のとおり定められたので通達する。

添付書類：別紙

予備自衛官等協力事業所表示制度実施要綱

(目的)

第1 この要綱は、雇用する予備自衛官等が訓練等に出頭しやすい環境作りに努めている事業所を評価し、それらの事業所による国の防衛への協力を称揚することにより、予備自衛官等の制度に対する社会的な関心と理解を深め、同制度の円滑な運用に資することを目的とする。

(定義)

第2 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 事業所 法人その他の団体（国及び法人税法（昭和40年法律第34号）第2条第5号に規定する公共法人を除く。）又は事業を行う個人の事務所又は事業所をいう。
- (2) 担当地本長 事業所が所在する市区町村を担当区域とする自衛隊地方協力本部の長をいう。
- (3) 予備自衛官等 予備自衛官、即応予備自衛官及び予備自衛官補をいう。
- (4) 予備自衛官等協力事業所 この要綱の規定により認定を受けた事業所をいう。
- (5) 地本長認定協力事業所 担当地本長が認定する予備自衛官等協力事業所をいう。
- (6) 大臣認定協力事業所 防衛大臣が認定する予備自衛官等協力事業所をいう。

(地本長認定協力事業所の認定)

第3 担当地本長は、予備自衛官等が常時勤務する事業所であって、国の防衛への協力が認められるものについて、地本長認定協力事業所に認定することができる。

- 2 前項の認定は、予備自衛官又は即応予備自衛官が常時勤務する事業所（1任期目の予備自衛官が1人のみ常時勤務するものを除く。）のうちから、予算の範囲内において行うものとする。

(大臣認定協力事業所の推薦及び認定)

第4 担当地本長は、防衛大臣に対し、地本長認定協力事業所のうちから、大臣認定協力事業所にふさわしい事業所を推薦することができる。

- 2 防衛大臣は、前項の規定により推薦を受けたときは、当該推薦の内容を審査し、国の防衛への協力が認められる事業所について、大臣認定協力事業所に認定し、その結果を陸上幕僚長を通じ当該推薦をした担当地本長に対し通知する。

(認定の取消し)

第5 担当地本長は、次に掲げる場合には、地本長認定協力事業所についてはその認定を取り消し、大臣認定協力事業所についてはその認定の取消しを防衛大臣に申請するものとする。

- (1) 予備自衛官等協力事業所が認定の取消しを申し出たとき。
- (2) 事業所が廃止されたとき。
- (3) その他予備自衛官等協力事業所として認定することが適当でない認められるとき。

2 防衛大臣は、前項の規定により申請を受けた場合であつて、当該申請の内容を審査し、当該申請に係る認定を取り消すことが適当と認めるときは、当該申請に係る認定を取り消し、その結果を陸上幕僚長を通じ当該申請をした担当地本長に対し通知する。

3 担当地本長は、第1項又は前項の規定により予備自衛官等協力事業所の認定を取り消された事業所に対し、認定が取り消された旨を通知するものとする。

(表示証の交付及び返還)

第6 担当地本長は、予備自衛官等協力事業所に対し、認定の事実を証する予備自衛官等協力事業所表示証（以下単に「表示証」という。）を交付するものとする。

2 担当地本長は、あらかじめ、予備自衛官等協力事業所の認定が取り消されたときは表示証の返還を求めることについて、文書で説明するものとする。

3 担当地本長は、第5第1項又は第2項の規定により認定が取り消されたときは、第1項の規定により表示証の交付を受けた事業所に対し、表示証の返還を求めるものとする。

(認定の広報)

第7 予備自衛官等協力事業所に係る情報については、ホームページへの掲載その他の適当な方法によって広報するものとする。ただし、あらかじめ該当する事業所に明示的な同意を得た上で行うものとする。

(認定状況の記録)

第8 担当地本長は、予備自衛官等協力事業所の認定状況を記録し、保存するものとする。

(認定状況の報告)

第9 陸上幕僚長は、地本長認定協力事業所の認定状況を防衛大臣に報告するものとする。

(海上幕僚長及び航空幕僚長の協力)

第10 海上幕僚長及び航空幕僚長は、陸上幕僚長に対し、予備自衛官等協力事業所に係る広報その他この要綱の実施に関し必要な協力を行うものとする。

(委任規定)

第11 この要綱の実施に関し必要な細部事項は、人事教育局長が定めるもののほか陸上幕僚長が定める。